

令和6年度久喜市中学校地域クラブ活動実施要領

久喜市教育委員会教育部指導課

令和6年5月 教育長決裁

1 目的

この要領は、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」及び「文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）」に基づき、休日（土曜日及び日曜日又は祝日（校長が定める休業日を含む））における部活動を地域クラブ活動へと移行するのに必要な事項を定め、市内に地域クラブ活動の指導者（以下「指導者」という。）を配置し、中学生が地域クラブ活動に参加することによりスポーツや文化芸術に親しむことができる機会を確保することを目的とする。

2 概要、期間、活動時間

- (1) 地域クラブ活動のモデルケースとして、中学校の枠を超えた地域クラブ活動を新たに立ち上げ実施するとともに、一部の中学校の一部の競技等に対応した地域クラブ活動を実施する。
- (2) 実施する地域クラブ活動の競技等及び活動場所は、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）と学校及び指導者との打合せにより定める。
- (3) 実施期間は、令和6年6月1日を始期とし、令和7年3月7日又は県の定める委託期間のいずれか早い方を終期とする。
- (4) 活動日数や時間、休養日の適切な設定を行う。活動日は原則として休日の週1日とし、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。大会やコンクール等に参加し、両日活動した場合は、休養日を他の週に振り替える。1日の活動時間は、原則として3時間程度とし、できる限り短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

3 生徒の参加に係る手続きについて

- (1) 参加対象の生徒は、市内中学校に在籍し、保護者の承諾を得た生徒とする。
- (2) 参加を希望する生徒の保護者は、「久喜市中学校地域クラブ活動参加願」（様式第1号）を、在籍する学校に提出する。
- (3) 学校は、地域クラブ活動参加者をまとめた「地域クラブ活動参加者名簿」

(様式第2号)を作成し、事務局に提出するものとする。

- (4) 保護者は、地域クラブ活動の参加を取りやめる場合、「久喜市中学校地域クラブ活動参加取消届」(様式第3号)を在籍する学校に提出するものとする。
- (5) 学校は、保護者から預かった「久喜市中学校地域クラブ活動参加取消届」(様式第3号)の写しを事務局に提出する。
- (6) 地域クラブ活動は、学校管理外の活動であり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とはならないため、参加生徒は自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。

4 指導者の委嘱、任期、勤務条件等について

- (1) 指導者は、部活動の教育的意義を理解し、指導する競技等に関して専門的指導が可能な者とする。指導を希望する者は、「久喜市中学校地域クラブ活動指導者登録申込書」(様式第4号)を提出する。
- (2) 教育委員会は、申込書が提出された者の中から選考し、指導者として委嘱する。
- (3) 指導者の任期は、委嘱された日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 指導者の勤務は、1日当たり3時間程度とする。なお、大会等に参加し3時間を超える場合も、できる限り短時間で活動を終えるようにする。
- (5) 指導者の謝礼は、1時間当たり1,600円とし、通勤手当相当額を含むものとする。
- (6) 前項の謝礼は、月毎に支払うものとし、月末締切り、翌月支払いとする。
- (7) 指導者は、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。

5 地域クラブ活動における指導者の留意点

- (1) 指導者は、生徒の安全を第一に考え、活動前後や活動中の生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒の活動経験や心身の状態等に応じた指導を心がける。特に、高温下での活動や急激な天候変化等がある場合には、熱中症等に十分注意すること。
- (2) 指導者は、事故等のトラブルが発生した場合には、可能な限りその場で対応するとともに、緊急連絡先の保護者に連絡し、必要に応じて学校に連絡すること。
- (3) 指導者は、学校行事や定期テスト等を考慮した上で、活動スケジュールを決定し、決定したスケジュールは生徒及び保護者に連絡するものとする。予

定の変更がある場合は、事前に参加生徒に連絡ができるよう確認しておくこと。

- (4) 指導者は、指導にあたり、「久喜市中学校部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動の教育的意義を理解するとともに、部活動の担当者との間で活動方針や活動状況について情報共有を綿密に行い、共通理解を図ること。また、発達段階に応じた系統性のある指導に努め、勝利至上主義・成果主義にならないように留意すること。
- (5) 指導者は、学校を活動拠点とする場合、解錠・施錠の方法や鍵の受け渡し方法等について、学校と事前に打合せをし、遵守すること。校舎内で活動する場合は、学校と相談の上、活動範囲を限定し管理の範囲を明確にすること。学校の備品を利用する場合は学校長の許可を得るとともに、故障や破損があった場合は速やかに学校に報告すること。
- (6) 指導者は、活動開始前に、当日の生徒の出席状況を確認し記録するとともに、月毎に「地域クラブ活動報告書」(様式第5号)を作成し、事務局に提出すること。
- (7) 指導者は、体罰・ハラスメント等のないよう厳に慎むこと。また、生徒にとって過度な負担となるような厳しい指導は行わないこと。
- (8) 地域クラブ活動として大会等に参加する場合は、指導者が引率・指導を行うとともに、それぞれの競技団体等の規定に従うこと。

6 地域クラブ活動における参加生徒の留意点

- (1) 参加生徒は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないように努めること。欠席する場合は、事前に、保護者を通して地域クラブの指導者又は指導者が指定する者に連絡すること。
- (2) 在籍校の学習活動や行事等の日程が地域クラブ活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先すること。この場合においても、事前に欠席連絡をすること。
- (3) 参加生徒は、活動場所への行き帰りに自転車を利用する場合、ヘルメットを着用し道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分注意すること。
- (4) 参加生徒は、活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、すぐに指導者に申し出ること。

7 その他

- (1) 事務局は、久喜市教育委員会教育部指導課が担当する。
- (2) 事務局は、学校と連絡調整を図るとともに、指導者に対する研修を行う。
- (3) 事務局は、指導者及び参加生徒の保険への加入に係る手続きを行い、その費用は市が負担する。
- (4) この要領に定めるもの他に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。